

都道府県基本計画策定に向けた市町村アンケート調査

資料10

< 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行にあたっての課題（自由記載） >

婦人相談員	課題	内容
組織体制（人材・予算等）		
あり	財源、人員のさらなる確保が必要	一括りにするならば、財源、人員のさらなる確保が必須となる
あり	兼務のため、きめ細かい対応の限界	複数担当を一人で兼務することも多々あり、人員の面でも法の趣旨に基づくきめ細かな支援を実現できるか難しいかと思えます
なし	ノウハウが乏しく体制確保が難しい	対応実績、ノウハウが乏しく、対応可能な体制の確保が困難
なし	予算・人員の確保の課題、相談支援だけでは対応不十分	法律の施行を踏まえ、本市では令和4年に「女性相談窓口」を設置して相談支援を実施している。法の趣旨を鑑みると、相談支援だけでは不十分であり、より充実した支援が必要だが、実施に向けては予算・人材面で課題がある
なし	専門知識のある人材確保が困難	小規模自治体では専門知識を有する職員の配置が困難
あり	予算・人員の確保の課題、担当部署が未決定	人員の不足と予算の確保 担当部署が未決定
あり	専門知識のある人材確保が困難	婦人相談員の人材確保
あり	支援強化に向けた人材育成が課題	支援強化に向けて人材育成と人材確保
あり	法の対象者の枠組みが広い・あいまい、人員の確保が困難	枠組みが広く、あいまい、人員不足
あり	対象者の枠組みが広い・あいまい、相談の増加に対応できるか不安	「困難な問題」の範囲が広く、相談内容も今まで以上に増える可能性が高く、限られた相談員の人数で相談対応が可能か心配はある
あり	相談員の力量差への懸念	個々の相談員によって力の差がでる
あり	相談員の力量・立場による違いによる懸念	ケースワーカーが専門職でない場合もあり立場や制度等で方針の違いも出てくる
あり	対象者の枠組みが広い・あいまい、相談員の力量により支援の質が発生する懸念	明確な支援対象の線引きがなく、「困難」というのは、自分がそう思えばそうであるので、支援員によりcwにばらつきがでてこないか不安

組織内の役割分担

あり	女性相相談窓口のみでの対応の限界（他窓口で対応されず丸抱えになることへの危惧）	女性というカテゴリーで一括りにしてしまうと、障がい、高齢、母子等の支援機関での対応がなくなってしまう危惧あり
あり	対象者の枠組みが広い・あいまい、包括的な支援提供をする体制が不整備、関連する庁内・外の連携への懸念	「困難な女性」の定義が広すぎるため、福祉や子育て、高齢者、人権男女など広くわたって対応する必要があるが、包括的に支援を提供する体制整備できておらず、連携ができるのか不安が残る
なし	庁内の各部署での共通理解の必要性、女性相相談窓口のみでの対応の限界	相談者の入り口としての窓口の部署、具体的支援を行う部署が法律を理解して連携を行うことが重要で、女性相談の担当窓口だけでは様々な支援はできない
あり	対象者の枠組みが広い・あいまい、担当部署選定の難しさ	支援内容が多岐にわたるため、庁内のどの部署が担当するのが望ましいのか判断が難しい
あり	福祉部局での担当が望ましい	福祉部局が担当するのが望ましいのではないかとと思われる
なし	対象者の枠組みが広い・あいまい、相談内容に応じた支援のコーディネートへの懸念	困難な問題を抱える女性のケースが多岐にわたるため、その時の相談内容に応じて、支援方法を検討する必要がある、関係部署等の選別対応に時間を要するところ
なし	行政対応の限界への懸念	どこまで行政が支援できるのかという課題があるように感じる
あり	既存の支援枠組みでは通用しない可能性、対象者拡大による支援枠組みの構築の必要性	これまで、原則として暴力被害で避難が必要なことや帰宅先がないことを基準に支援を実施し、それに応じた施策で対応していたが、幅広い「困難な問題」に対応する施策（制度やサービスなど）を独自で確保できず、コーディネートで対応しなければならない
なし	対象者の枠組みが広い・あいまい、支援調整の難しさへの懸念	関係部局が多岐にわたり、調整することが難しく思われます
なし	複合的な課題に対する関係機関連携への懸念	困難な問題を抱えている方は複合的な問題を持っており、どのように各関係機関が連携を図っていけるかが重要になってくると思えます
あり	女性相相談窓口のみでの対応の限界	何でも女性相談につないだらいいと安易に思われても、支援策がない
あり	他窓口から回されてくるも適した支援方策を有していない	特にお金の支援はできないのに、生活保護からまわされることがすでに生じている
あり	対象者の枠組みが広い・あいまい、他窓口で対応されず丸抱えになることへの危惧	対象範囲があいまいで支援先がない困難ケースが全て婦人相談員へおしつけられるのではないかと懸念している
あり	対象者の枠組みが広い・あいまい、他窓口で対応されず丸抱えになることへの危惧、支援者の負担像への懸念	「困難な問題」の内容があいまいであり、年齢も特定されていないため、若年のみでなく高齢、障害、ホームレスなど多数の困難な問題が重複している人の支援を婦人相談員が1人で抱えこみ、支援者が困難に陥る可能性がある

支援の技術・ノウハウの課題

なし	支援ノウハウの無さ	地方公共団体の責務である「女性相談員の設置努力義務」についての人材確保や育成、費用など従来の福祉的支援以外の支援のノウハウがないこと
あり	ニーズ把握、ニーズに即した支援	女性がどんな問題を一番多く抱えているのかの把握、またその支援
なし	情報不足、支援枠組みのわからなさ	情報が少なく、どのような方針で対応したらいいかがわからない
なし	支援ノウハウの無さ、支援枠組みの無さ、柔軟な支援策検討の難しさ	対応事例が少なく、支援に関するノウハウが備わっていないため、支援を必要とする方の意向に応じてその時々で支援策を検討しなくてはならないこと
なし	困難ケースに対する組織指摘支援体制の不足（体制確立の必要性）	様々なケースがあり、事情が複雑化する事案に対して、適切に対応できる組織体制の確立が必要と考えます
あり	継続相談への対応	（初回）相談後の支援
あり	本人中心の連携体制の構築の難しさ	本人へむけてどう連携していくのか
あり		支援者が納得しない状況の中でより良い支援ができるかどうか

民間団体

あり	連携できる民間団体の不足	本市のように規模の小さい自治体においては、民間事業者もいないため、民間との連携を図ることは難しい
あり	連携できる民間団体の不足	とりわけ、今後、民間支援団体との連携・協力がうたわれるが、その資源がまだ身近にはない状況である
あり	連携できる民間団体の不足	民間団体との協働と連携
あり	民間団体との連携時の個人情報保護の在り方	個人情報保護の観点から、民間団体へ市民の情報を提供することは難しく、民間団体との協働、民間団体参加の支援調整会議の開催に課題がある
あり	行政と民間の対等な関係性構築の必要性	行政と民間の対等な関係性

法律のつくり

なし	男女共同参画基本計画との調整の必要性	男女共同参画基本法における市町村計画との兼ね合いをどうすべきかはっきりしていない
なし	法律と支援状況（環境）の解離	法律ができたから今まで支援を受けられなかった人が支援を受けれるというわけではないと思う
なし	男性対応への懸念、支援対象者の難しさ（性的マイノリティへの対応）	困難男性の取り扱い「女性」のみを対象にすることによる、ジェンダー平等との矛盾 身体的性が男性で性自認が女性を対象なのか
なし	全体像のわからなさ	全体像がまだよく分からないので、国・府通知等を待ちたいと思う
あり	既存法との支援枠組みの違いに関する理解不足、男性対応への懸念	配偶者暴力防止法や売春防止法など既存の法律がある中で、どのような制度・政策を行うのか実感できておらず、また、事業を実施するにあたり、男性への支援がない点をどのように説明していくのか課題である
あり	制度の谷間にある女性に対する経済的・精神的支援システムの必要性	どの制度からも取りこぼされてしまう女性を経済的・精神的に支えるような仕組み作りが必要
なし	18歳で親の養育下にある若年者への支援	18歳となり児童福祉法上の対象外となっているが、通学中で親の養育下にある者への支援
あり	法の趣旨の情報不足	法の趣旨の周知（これまでとの違い）
あり	DV被害者への既存支援の限界	被害者が逃げるという支援スタイルの限界
なし	支援対象が広すぎる、性差に基づく困り事への対応策検討	女性とひとくくりになっており、ターゲットが広すぎるので、女性ならではの困りごと、性差に基づく困りごとの具体的な解決を図ることが女性支援の充実につながると思います
なし	法律と支援状況（環境）の解離	法律が制定されても、利用できる制度については不十分だと思われる
あり	男性対応への懸念	女性だけなのか
あり	支援対象者の難しさ（性的マイノリティへの対応）	性の多様性がある中で、対象者が広がる
あり	福祉部局での対応の必要性、法律と支援状況（環境）の解離、女性相談員必置の必要性	日本全国どこでも、福祉事務所に女性相談員を在中して、支援ができる体制づくりをしないと法律ができて、支援が届かないと思うので、改正時には、任意でなく必置してほしい
あり	支援対象が広すぎる、既存支援システムでの対応の限界	困難な問題を抱える女性の枠が広すぎるため、今の社会資源や制度、他機関の認識等対応できるのか？課題を感じている
あり	支援対象者に関する関係部署での共通理解の必要性、新法に関する周知徹底	被害者の分析（売防、DV法、国籍）「困難な女性」に対する関係部署がどのように認識し、支援の対象者として対応してくれるのか、新法の周知徹底が必要かと思われる

その他

なし		社会的な機運の醸成が必要となる
なし		本町では、人権相談（女性相談を含む）を女性相談部局で担当はしておりますが、生活における困難の場合は、福祉部局が最初の相談窓口担当ですので、今回のアンケートは女性相談部局ではほとんど答えることができませんでした
なし		警察との連携
あり		困難な問題を抱える女性に支援に関する情報を届けること
なし		基本計画の策定から施行までの期間が短いため、庁内連携のための調整が非常に困難
なし		自治体により支援メニューに違いがでる可能性がある
なし		実務をする市町村担当課への業務内容
あり		共同親権の問題により、離別後の本人や子の負担がふえる民間団体との協働による支援、支援調整会議についてどこまで共有して支援できるのか、受けとり方、考えの違いもあり、同じ研修の場が必要